

高知県緑化促進事業事務取扱要領

第1 趣旨

高知県緑化促進事業費補助金（以下「補助金」という。）による事業（以下「補助事業」という。）の実施及び整備した樹木に係る調査報告等に関する事務の取扱いについては、この要領に基づき適正に実施するものとする。

第2 事業計画の作成

補助事業を実施しようとする者（以下「団体等」という）は、事業実施年度の5月31日又は別途定める日までに別記第1号様式による高知県緑化促進事業費補助金事業実施計画協議書（以下、「実施計画協議書」という。）を知事に提出しなければならない。

第3 事業計画の決定

1 計画のヒアリング

知事は、実施計画協議書の提出があった場合は、その内容を精査するため、必要に応じて団体等にヒアリング等を行うものとする。

なお、知事は、ヒアリング等の実施に先立ち、必要に応じて関係機関に意見を徴することができるものとする。意見を徴した場合には団体等に行うヒアリングの際に、当該の団体等に対して、関係機関から徴した意見を提供するものとする。

2 計画の採択及び通知

知事は、前項の規定によるヒアリング等を行った実施計画協議書について、別記高知県緑化促進事業審査基準により審査を行い、優先順位を決定して順位の高いものから採択及び補助金額の内定を行うこととし、知事はその結果を団体等に通知するものとする。

第4 森林環境税活用を表示する看板等

高知県緑化促進事業費補助金交付要綱第7条（4）に定める県の森林環境税を活用していることを表示する看板等は、耐久性のある素材を使用して製作すること。

第5 災害時の対応

1 事業実施中の災害の報告

団体等の長は、天災その他の災害により事業の遂行が困難と見込まれる場合は、速やかに災害報告書（別記第2号様式）を作成して知事に報告するものとし、知事の指示を受けるものとする。

2 手戻り工事の負担額

工事の完成前（施工中）に一度実施した工事が天災その他の不可抗力により被災し、再度工事を実施するときの、その被害額のうち団体等の負担となる額については、これを補助しない。

3 事業完了後の災害の報告

団体等の長は、当該補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年以内に補助事業により取得し又は効果の増加した施設等が天災その他の災害を受けたときは、遅滞なく災害報告書（別記第2号様式）を作成し知事に報告するものとし、知事の指示を受けるものとする。

第6 管理状況の報告

団体等の長は、当該補助金を活用して植栽及び展示した樹木については、交付申請時の維持管理計画に基づき適正に育成することとし、当該補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間、当該樹木の育成管理に係る管理状況報告書(別記第3号様式)を知事に提出しなければならない。提出は一年毎とし、4月から翌年の3月までの期間の実績を翌年の5月末までに行うものとする。

第7 委任

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要領は令和5年7月25日から施行する。
- 2 この要領は、令和9年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要領に基づき交付された補助金については、第5の3及び第6の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要領は令和6年5月22日から施行する。

附 則

この要領は令和7年3月25日から施行する。

附 則

この要領は令和7年4月18日から施行する。

附 則

この要領は令和8年4月1日から施行する。

高知県緑化促進事業審査基準

1. 採択の適否についての審査

知事は、次に掲げる事項により採択の適否を審査する。

(1) 欠格事項

次に掲げる事業については、採択しない

- ①関係者の合意形成が図られていない事業
- ②許認可関係について、同意・許可等が得られてない、又は得られる見込みのない事業
- ③植栽する樹木の調達方法について、十分に検討されていない事業
- ④産廃・残土が発生する場合、処分方法について十分に検討されていない事業
- ⑤安全対策について十分に検討されていない事業
- ⑥その他事業の趣旨に合わない事業

2. 採択の方法と優先順位の評価

知事は、1の審査により、採択に適していると判断された事業について、優先順位の高いものから予算の範囲内で採択する。優先順位は、次の①から⑤までの観点から知事が決定するものとし、別途定める採点表に基づく評価点が高いものから順に、全ての事業について順位をつける。

①展示効果 (配点：20点)

事業による緑化の実施場所が、どれだけ多くの県民の目に触れる計画であるか、また、郷土樹種を利用していることを周知する取組がなされているかを評価する。(利用者数/年間 及び 植栽した樹種の周知状況)

②緑化効果 (配点：20点)

事業による緑化の程度が、県民にどれだけ強い印象を与えられる計画であるかを評価する。(植樹本数又は緑化率)

③維持管理計画 (配点：20点)

事業によって緑化された後の維持管理について、樹種の選定や配置、長期間にわたって県民に親しみを持っていただけるようどれだけ工夫されている計画であるかを評価する。(維持管理への工夫)

④県民の参画 (配点：20点)

事業実施にあたり、県民が主体的に関わることができるようどれだけ工夫されている計画であるかを評価する。(参画人数)

⑤森林環境税の周知 (配点：20点)

事業の財源である森林環境税について、どれだけ強く県民に周知できる計画であるかを評価する。(表示方法及び面積)